

○

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連續する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（組合又は連合会の子会社の範囲等）	（組合又は連合会の子会社の範囲等）
第二十六条　【略】	第二十六条　【略】
2 〔略〕	2 〔略〕
3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。	3 〔同上〕
一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の五第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事	一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の五第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事

業に限り、組合にあつては、次項第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。) の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務 (次項第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。) の代理又は媒介

「イヽニ 略」

「一の三ヽ十五 略」

4 法第八十七条の二第二項第二号 (法第百条第一項において準用する場合を含む。) の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする (組合のために行う場合を含む。)。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務 (組合にあつては、法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。) の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務 (第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。) の代理又は媒介

「イヽニ 略」

「一の三ヽ十五 略」

一の五 資金決済に関する法律第二条第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業 (同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。)

一の六・一の七 「略」

業に限り、組合にあつては、次項第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。) の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務 (次項第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。) の代理又は媒介

「イヽニ 同上」

「一の三ヽ十五 同上」

4 「同上」

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務 (組合にあつては、法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。) の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務 (第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。) の代理又は媒介

「イヽニ 同上」

「一の三ヽ一の四 同上」

〔号を加える。〕

一の五・一の六 「同上」

	〔二一〇二十八 略〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	5 〔同上〕

〔二一〇二十八 同上〕